

（１）概要

○重点的に空き家の活用を図る区域（※）を定めることができる。

※①～④の中で、空き家の分布や活用状況等からみて、経済的社会的活動の促進のために空き家の活用が必要と認める区域

①中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地

②地域再生法に規定する地域再生拠点、地域住宅団地再生区域

③地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する重点区域

④その他省令で定める区域（パブリックコメント実施中）

・地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市町村が認める区域 ほか

○区域内では建替えを促進するため、建築基準法の接道及び用途規制に係る手続の合理化が可能。（ただし、空家特措法の適用外の長屋の空き住戸は対象外）

（２）対応の方向性

本市のこれまでの取組状況等を踏まえ、区域を定めるメリットは見出せない。

○市内全域で空き家の予防や活用、指導に取り組んでいる。

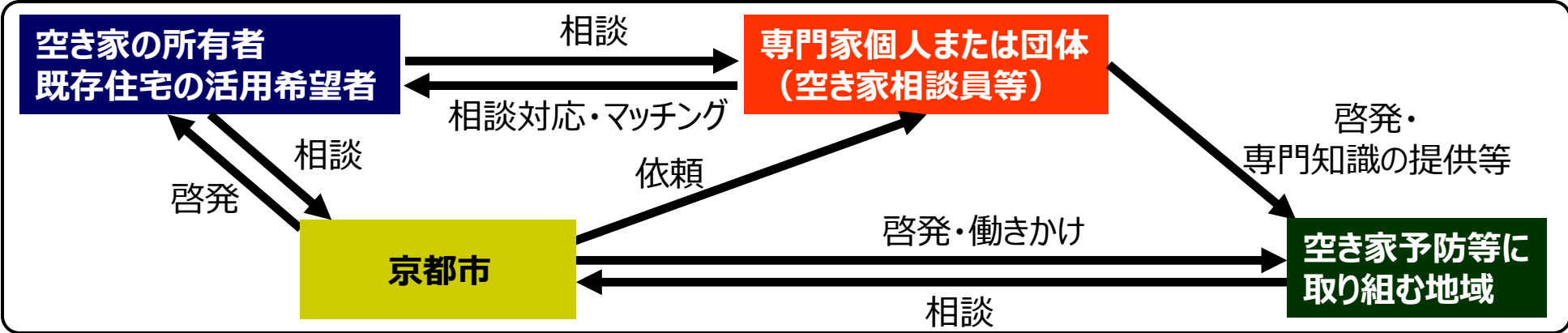
○接道許可に関する包括同意基準の整備など、建築基準法の手続を合理化済み。

○用途についても地区計画等によって土地利用を誘導。

空家特措法の改正に伴う本市の対応方針（資料1-1 1. ③ 空家等管理活用支援法人）

(1)概要 自治体や所有者等へのサポート体制の充実を図るため、法人からの申請を受けて指定

(2)活用支援等の関係者相関図（一例）



(3)支援法人の業務と本市の状況

支援法人の主な法定業務	市の支援制度等	支援する専門家・団体等
所有者等への普及啓発、情報提供	・おしかけ講座（空き家予防） ・不動産団体による地域等への啓発	・司法書士会 ・不動産団体
所有者相談への対応、マッチング	・空き家相談窓口 ・空き家相談会開催（所有者向け） ・専門家派遣（所有者向け）	・空き家相談員（個人） ・登録建築士（個人） ・行政書士会、司法書士会
所有者探索、空き家管理	・所有者調査委託 ・管理不全空き家調査委託	・行政書士会
財産管理人の申立て	・所有者不明で資産性のある管理不全 空き家を市が選んで年5件を申立て	・司法書士会

(4)対応の方向性 これまでの専門家や地域等との協力体制を更に強化できる形での制度活用を検討

(1) 概要

- 周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家」になる前段階の「管理不全空家」の新設
- 管理不全空家への指導・勧告が可能に

(2) 対応の方向性

改正法に基づき、管理不全空家を認定し、勧告できることで、特定空家の予防の強い指導力を発揮できるように。

